

太陽光発電の売電制度に関する要望書

内閣総理大臣殿
経済産業大臣殿
環境大臣殿

山梨自然エネルギー発電株式会社代表取締役
大友 哲
住所 山梨県北杜市高根町清里3545-3902
電話 0551-48-3822

先日の閣議決定により、太陽光発電の新たな売電制度の創設が決まったそうですが、具体的な内容について以下のような要望を提案しますのでよろしくお願いいたします。

1. 発電設備の規模や、余剰電力の量、電力の契約内容にかかわらず売電価格を一律にして下さい。

今までの、電力会社による余剰電力購入メニューでは、契約電力料金と同額で余剰電力を買い取られるために、電力契約により売電価格がまちまちでした。特に低圧電力の13円/kWhとナイト10の30円/kWhとでは3倍もの開きがあります。この価格差について10年以上前より是正するよう電力会社に要望して来ましたが、今回の制度により実現されるようお願いいたします。また高圧による系統連系も同じ価格で売電できるようにお願いいたします。

また発電した電力の全量を売電する場合も同じ価格で買い取るようお願いいたします。一部の報道では、売電専門の発電所は対象外と言うことですが、当社の発電設備は事実上全量売電ですが、東京電力は余剰電力として購入してくれています。なぜなら、所内に電力を消費する負荷があるからです。当社の様な既成事実がある以上、事実上の全量売電も制度に組み入れてください。

2. 太陽光発電と水力・風力発電のハイブリッド発電設備からの電力買い取りについて

太陽光発電設備に、著しく小規模な水力発電や風力発電を併設したハイブリッド発電所がありますが、同じインバータで系統連系するために、太陽光発電の発電量のみ区分して電力量を計量出来ません。したがってこのような場合には全て太陽光発電の価格で買い取るようお願いいたします。

3. 太陽光発電設備と燃料電池のハイブリッド発電設備からの電力買い取りについて

現在、電力会社は燃料電池からの売電は認めていませんが、太陽光発電と併設した場合に売電できるようにして下さい。また、太陽光発電からの売電が不利にならないようにして下さい。

4. RPS法の改正について

RPS法が改正される場合には、CO2を削減する環境価値を電力の価格に含まないようにして下さい。すなわちグリーン電力証書の販売する権利は全量発電所に帰属するようにして下さい。

以上